

平成23年度 地域支援事業（介護予防事業）

(単位:千円)

	事業名	事業概要
特定 施策	介護予防のための生活機能評価実施事業	生活機能の低下のおそれのある高齢者を早期に発見し、適切な介護予防を実施するため、問診・身体計測・理学的所見・血圧・貧血検査・心電図検査等の各種健診を行う。
	通所型介護予防事業	運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上を目指す特定高齢者に対し、3種類の教室を短期間集中的に集団で実施する。（区役所・体育館等で実施）
	高齢者地域交流支援通所事業 (地域交流型デイサービス)	在宅の高齢者で、要介護認定非該当者や閉じこもりがちな高齢者を対象に、市民センターにおいて、介護予防につながるプログラム（運動器・低栄養・口腔の機能向上・改善）等を実施する。
	訪問等による介護予防支援事業	閉じこもり傾向等にある特定高齢者に対し、保健師・看護師等が訪問し、必要な相談・支援を行う。
一般 施策	介護予防に関する普及・啓発事業	介護予防の重要性や正しい知識について一般に広く周知するため、各種研修会・イベントの開催やリーフレット等の作成、メディアを活用した広報等を実施する。
	認知症を予防するための心と体の健康づくり事業	認知症疾患の発症を予防するため、保健・医療・福祉などの関係者や地域住民の連携により、認知症の予防意識の向上を図るとともに、運動や創作プログラムを取り入れた教室を開催する。
	高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業	筋力向上トレーニングを実際に参加・体験することを通じて介護予防の重要性を普及・啓発する。（教室形式で実施）
	元気でハツラツ健康アップ教室	健康づくり・介護予防活動のリーダー的役割を担う住民を育成し、地域に密着した自主グループ活動の展開に向けた集団教室を開催。
	高齢者食生活改善事業	(1) 管理栄養士が区役所・市民センター等で栄養の大切さや食事の必要量などについて実践につなげる教室や相談を開催する。 ①個別相談（元気で長生き食卓相談） ②集団指導（おいしく食べて元気もりもり教室） ③介護予防のための料理教室（シニア料理教室） (2) 高齢者食生活改善事業従事者研修
	お口の元気度アップ事業	①歯科医師などによる相談対応（お口の元気度チェック） ②心れあい食会における講話（おいしく食べる健口塾） ③歯科衛生士による実技を交えた健康教育や個別指導（健口トレッヂ講座） ④お口を元気にする講演会、研修会開催等（口腔機能向上対策支援事業）
	高齢者尿失禁予防事業	人知れず尿もれに悩んでいる女性を対象に、医師の個別相談や尿失禁予防体操教室等を実施する。
	百万人の介護予防事業	身近な地域で運動に取り組める体制をつくるため、介護予防体操（きたきゅう体操）及び介護予防太極拳（ひまわり太極拳）の普及啓発をはかり、自主化・継続化のための支援を行う。
	健康マイレージ事業	「健康マイレージ事業」とは、日頃の健康づくりや生活習慣改善の実践や、健康教室への参加、健康診査の受診など、健康づくりの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みである。 「生涯を通じた健康づくり」を推進するため、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民から自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みの強化を図る。
	⑤ 公園で健康づくりモデル事業	平成22年度に行う、保健福祉局・建設局連携の「高齢者の健康づくりの場「すこやか公園」整備に向けた調査業務」を受けて、建設局がハード面（園の運動器具等の配置を含めた環境づくり）、保健福祉局はソフト面（公園の運動器具等を活用した健康づくり教室の開催）の整備を進めていく予定である。本事業で、運動プログラムを活用した健康づくり教室をモデル的に実施し、そのソフトの有効性や新たな健康づくり拠点となり得るのかの検証を行う。
小計		

※ 予算額は、平成23年6月議会で決定

平成23年度 地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）

(単位:千円)

	事業名	事業概要
	地域包括支援センター運営事業	介護予防ケアマネジメントや総合相談・支援等の機能を担う地域包括支援センターを市内に24箇所設置する。またバックアップ機能として各区に統括支援センターを設置する。
	介護保険相談事業	質の高いサービスを適切に選択・利用できる仕組として、サービス提供事業者の情報提供システムの拡充を含め、サービス利用にかかる苦情対応・相談体制の整備・充実を図る。
	高齢者あんしん法律相談	高齢者が抱えるさまざまな法律上の問題に総合的に対応するため、法律相談を実施する。
	高齢者等住宅相談事業	要援護高齢者の住まいの改良に関する相談や、高齢者の住宅建築等に関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援する。
包括的支援事業	高齢者排泄相談事業	排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなど高齢者を支援する専門職が気兼ねなく相談できる相談窓口として、電話相談と相談会を実施する。あわせて、専門職向けの研修会や市民向けの教室・講演会などを開催し、排泄ケアの正しい知識の普及・啓発に努める。
	高齢者支援のための地域づくり事業	保健師が地域で実施している高齢者を対象とした健康づくり・介護予防活動を住民と協働で実施することを通して、地域住民の自主的な活動を支援するとともに、地域で支え合う地域福祉ネットワークづくりを支援する。さらに、地域ニーズにあった介護予防の取り組みについての把握や事業企画・連絡調整等を行う。
	高齢者の虐待防止事業 (成年後見制度利用支援事業を除く)	高齢者虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した高齢者虐待防止システムを運営するとともに、市民や介護サービス事業者等を対象とした啓発活動(市及び各区)を実施する。さらに緊急に養護者との分離が必要な場合に備え年間を通して、市内2ヶ所に一時保護施設を確保している。また、虐待防止システムの評価等を実施する権利擁護推進会議を運営する。
	北九州市高齢者介護の質の向上委員会	公正・中立な介護保険制度運営やサービスの質の向上、高齢者の尊厳擁護を図るため、保健・医療・福祉・地域の連携による新たな仕組として「北九州市高齢者介護の質の向上委員会」を設置する。
任意事業	介護保険適正化事業	サービス提供事業者に対する適正な介護給付を行うため、県との連携を密接に図り、実地指導を計画的に行う。また、市の立ち入り調査権限等を活用し、指導を行っていく。
	認知症啓発・対策推進事業 (家族介護者等支援事業)	見守りが必要な高齢者に対して、研修を受け知識をもったサポーターを派遣し、見守りや話し相手を行う。
	家族介護慰労金支給事業	重度の要介護高齢者を、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族への慰労として、年額10万円を支給する。
	高齢者の虐待防止事業 (成年後見制度利用支援事業)	高齢者虐待の早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した高齢者虐待防止システムを運営するとともに、市民や介護サービス事業者等を対象とした啓発活動(市及び各区)を実施する。さらに緊急に養護者との分離が必要な場合に備え年間を通して、市内2ヶ所に一時保護施設を確保している。
	住宅改修支援事業	要介護高齢者などの住宅改修が必要となる「住宅改修が必要と認められる理由書」を作成した介護支援専門員等に助成を行う。
	訪問給食サービス事業	介護予防アセスメントで栄養管理・改善が必要だと判定された一人暮らしの高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を確保することによる自立支援や、安否確認を目的として、自宅に食事を届ける配食サービスを行うもの。
任意事業	高齢者住宅等安心確保事業	ふれあいむら市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に入居している高齢者に対し、安否確認や生活相談等を行うため、生活援助員の派遣を行い、高齢者の安心を確保する。
	在宅高齢者等おむつ給付サービス事業	要介護3以上と認定された者で、失禁等のため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者等に対して、おむつ等を自宅に配達する。
	心配ごと相談所運営委託	高齢者等の生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、出張所や生涯学習センターなど、市民に身近なところで気軽に相談できる窓口を設置する。(北九州市社会福祉協議会へ委託し実施)
	認知症啓発・対策推進事業 (家族介護者等支援事業を除く)	「認知症になんでも安心してその人らしくいいきいきと暮らせるまち」の実現のため、予防からケア、家族支援、地域づくりまで総合的かつ効果的な認知症対策の充実を図る。
	認知症介護研修事業	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護の指導的立場にある者および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施する。
	「ものわすれ外来」運営事業	認知症の早期発見・早期対応を目的として、気軽に受診・相談できるよう、市内44ヶ所の医療機関に「ものわすれ外来」を設置する。
	高齢者緊急時あんしん事業	「あんしん情報セット」を作成し、一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯を中心に配布し、共助の仕組みづくり、緊急時に活用できる個人情報の整理・管理について意識啓発を図る。
	小計	
	合計	

※ 予算額は、平成23年6月議会で決定